

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例案**

国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月国立市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。